資料3

令和6年度
第1回 鎌倉市下水道事業運営審議会

下水道使用料の改定について
～1回目の使用料改定の内容～

令和6年7月18日（木）

神奈川県鎌倉市

下水道使用料の改定について（答申）（抜粋）

1 答申

老朽化が進む下水道の時代変化に応じた再構築に向け、令和3年（2021年）3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略（以下「経営戦略」という。）に基づき、今回の改定においては、使用料単価を最低限の目安とされる平均150円/㎥/月とした上で、次の点を考慮し以下の料金表とするよう答申する。

・ 鎌倉市の下水道使用料は、使用水量が多くなるのに応じて1㎥単価が段階的に高くなる逓増制従量料金としているが、月に1,000㎥を超える大口使用者が極めて少なく、月に20㎥までの小口使用者が下水道使用者の全体の約3分の2を占めること。

・ 人口減少や節水型機器の普及、世帯の少人数化が今後も続くと見込まれること。

・ 基本使用料相当部分において一定の料金回収を行い、受益者全体で下水道事業を支える料金体系が望しいこと。

【新料金表（税抜き）】

1月当たりの汚水量	金額	（参考）現使用料
8㎥までの分	930円	
8㎥を超え、15㎥までの分	1㎥につき 127円	1㎥につき 106円
15㎥を超え、20㎥までの分	1㎥につき 137円	1㎥につき 115円
20㎥を超え、30㎥までの分	1㎥につき 149円	1㎥につき 125円
30㎥を超え、50㎥までの分	1㎥につき 165円	
51㎥を超え、100㎥までの分	1㎥につき 186円	
100㎥を超え、300㎥までの分	1㎥につき 243円	1㎥につき 214円
300㎥を超え、1,000㎥までの分	1㎥につき 302円	1㎥につき 267円
1,000㎥を超える分	1㎥につき 364円	1㎥につき 325円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水	1㎥につき 5円	1㎥につき 5円

基本使用料

従量使用料

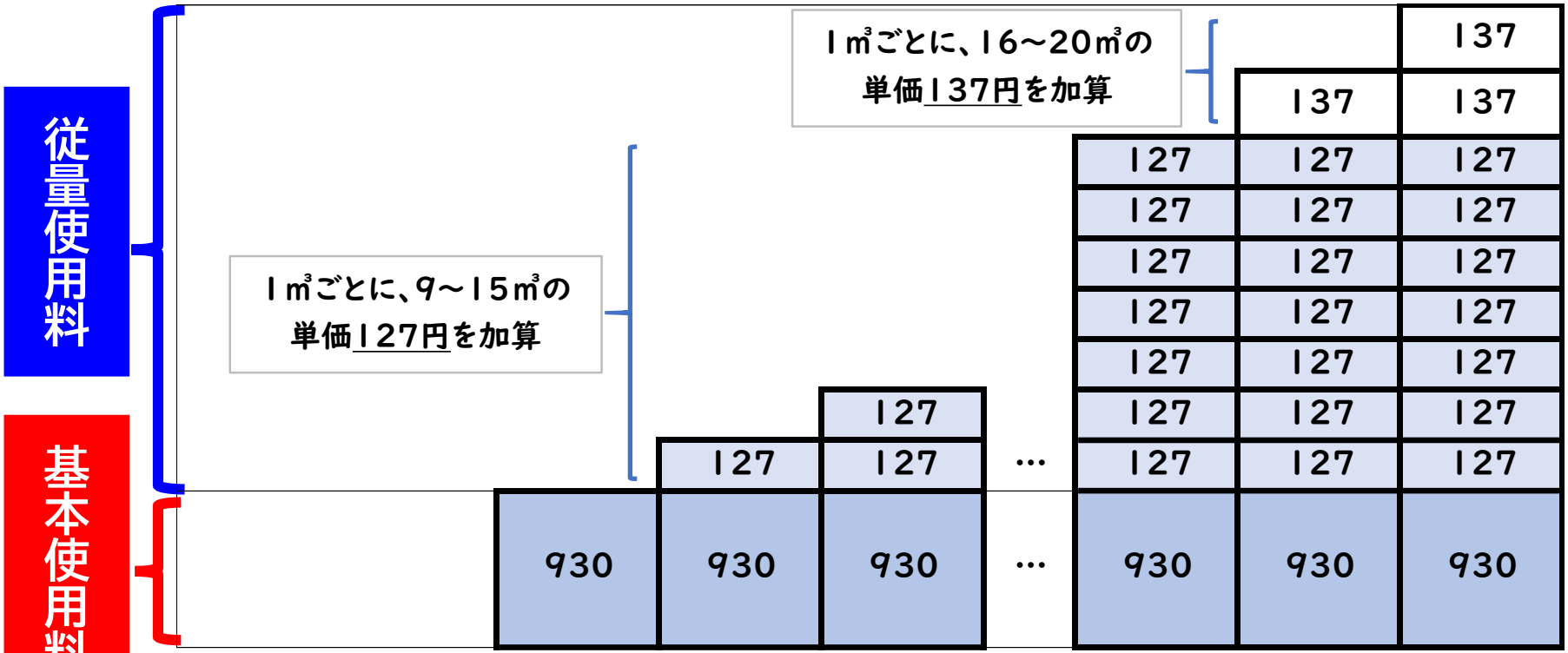

使用料（税抜き）	930	1,057	1,184	…	1,819	1,956	2,093
使用料（税込み）	1,023	1,162	1,302	…	2,000	2,151	2,302

2 付帯意見

令和3年（2021年）2月2日付け鎌運審第14号で答申した「下水道事業における経営戦略の策定について」の付帯意見に加え、以下について広く市民の理解を深められたい。

- 下水道事業の現況、課題、計画。
- 使用料改定の必要性、経営努力。
- 下水道施設は、市民生活の重要な基盤であり、市民の健全な共有資産となっている。したがって、その資産価値を損なわぬよう適切な投資を行い、下水道事業を円滑に運営することが、市民の快適な生活環境を守るうえで不可欠であること。

また、使用水量に関わらず接続に対して一律に負担する基本使用料のあり方を検討されたい。

答申から改定までの経過

令和3年10月28日	市長答申	下水道使用料の改定について（答申）
令和3年12月10日	建設常任委員会	鎌倉市下水道事業運営審議会について
令和4年5月27日	企業庁宛通知	鎌倉市下水道条例の一部改正について
令和4年6月17日	建設常任委員会	鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
令和4年6月28日	本会議可決	鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
令和4年6月30日	企業庁宛送付	・鎌倉市下水道条例の一部改正の議決証明書について ・上下水道料金管理システムの変更について
令和4年7月14日	条例公布	鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例
令和4年10～11月 令和5年2～3月	チラシ各戸配付（2回）	下水道使用料を値上げします
令和5年3月	広報かまくら掲載	下水道使用料を値上げします
令和5年4月1日	使用料改定	改定後料金表による賦課

【参考】地下道ギャラリー展示（令和4年9月13～19日）

【展示内容】下水道の役割、事業概要、浄化センターのしくみ

【展示内容】下水処理のしくみ

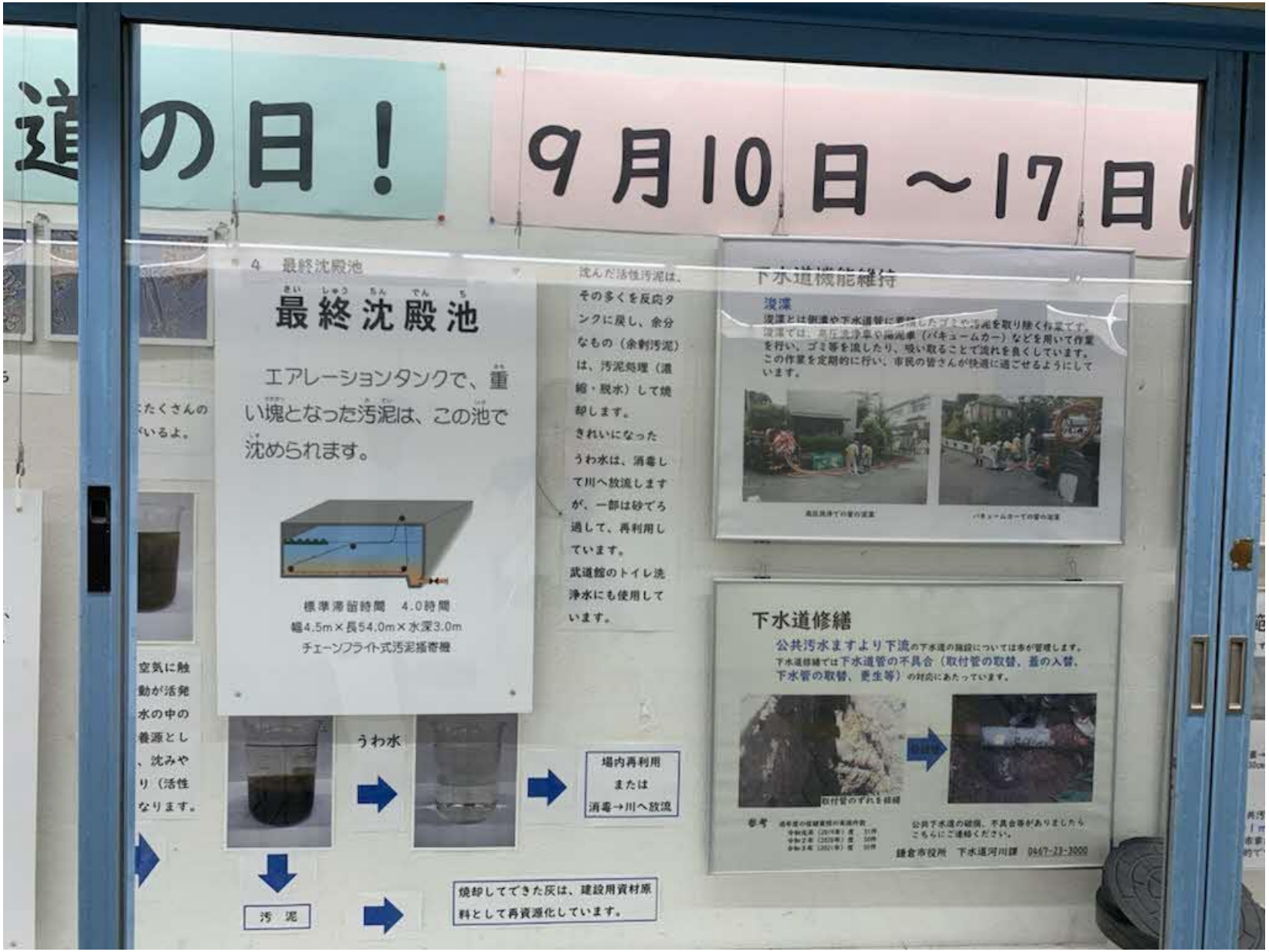

【展示内容】下水道機能維持、下水道修繕、蓋

【展示内容】下水道維持管理、下水道事業の収支

【展示内容】下水道普及率、下水道使用料の推移、下水道使用料の改定

鎌倉市役所からのお知らせ

令和5年(2023年)4月1日から 下水道使用料を値上げします

下水道事業は、下水道を使用する皆さんからいただく下水道使用料に支えられています。皆さんの生活を守る下水道事業を継続していくため、使用料の値上げを行います。
ご理解・ご協力をお願いします。

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

1.下水道使用料改定の背景

○施設の老朽化

市内の下水管をつなげると約490kmになります。このうち161km(約33%)が、令和10年には耐用年数の50年を経過することから、計画的な改築更新が必要です。また、浄化センターやポンプ場の設備も、20～30年ごとに改築更新が必要です。

○災害対策

神奈川県の津波浸水想定図において津波の浸水域に位置している5か所のポンプ場が停止した場合、約17,000世帯の汚水が長期間処理不能になる可能性があります。津波の影響を受けにくい下水道の整備や耐震化が必要です。

○財源不足

下水道使用料収入は減少傾向にあり、今後も、人口減少や節水型機器の普及などにより、減少が見込まれます。
※令和2年度・令和3年度は、コロナ禍の影響による一時的な増加と考えられます。

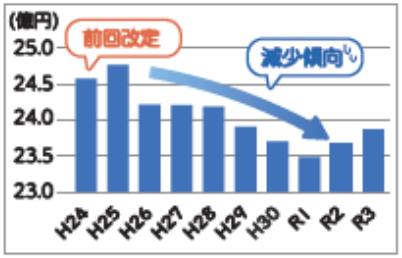

2.使用料金表(1か月 税抜き)

区分			改定前	改定後	値上額
一般汚水	基本使用料	0～8㎥	776円	930円	154円
	従量使用料 1㎥につき	9～15㎥	106円	127円	21円
		16～20㎥	115円	137円	22円
		21～30㎥	125円	149円	24円
		31～50㎥	139円	165円	26円
		51～100㎥	163円	186円	23円
		101～300㎥	214円	243円	29円
		301～1,000㎥	267円	302円	35円
		1,001㎥～	325円	364円	39円
公衆浴場など	1㎥につき		5円	5円	0円

計算後の下水道使用料は、このチラシの裏面の早見表でご確認ください。

※使用期間が4月1日をまたがる場合は、改定前の単価での使用日数と改定後の単価での使用日数に応じて、日割計算をします。
※水道料金の改定はありません。

【下水道使用料の計算イメージ】

料金表の単価を基に下水道使用料を計算します。

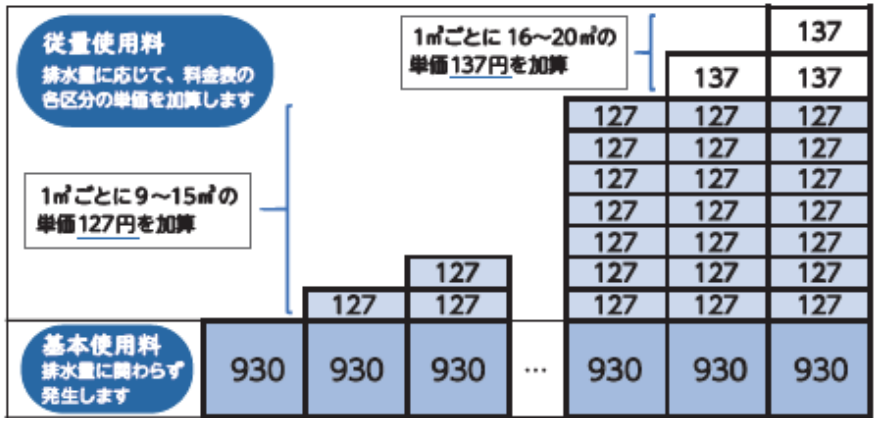

【参考】使用料改定チラシ(1回目:令和4年10～11月配付、2回目:令和5年2～3月配付)

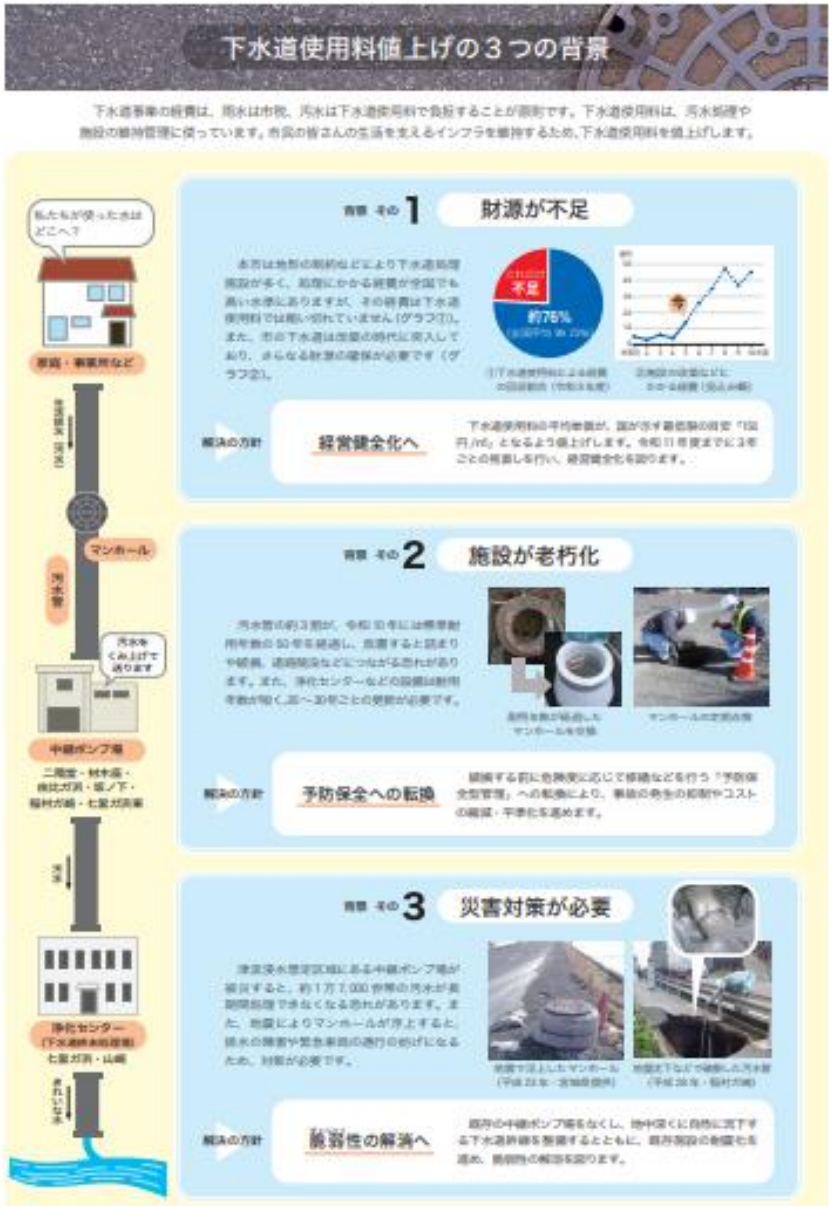

【参考】市広報紙（令和5年3月号）